

中原保育園改築設計業務委託
プロポーザル補足資料

1. 本資料の位置づけ

本書は、川崎市（以下「本市」という）が、「中原保育園再整備事業（以下「本事業」という）」の実施において、市が応募者に要求する業務水準の目安を示すものです。

2. 事業の目的

(1) 公立保育所の今後の役割

本市は、平成24年9月に「『新たな公立保育所』のあり方基本方針（以下、「基本方針」と言います。）」を策定し、既存の公立保育所のうち各区3か所の施設を「新たな公立保育所」として位置づけ、今後も保育を実践し、更なる専門的知識とノウハウ等を蓄積しながら、次の3つの機能を強化することとしました。

- ① 地域の子ども・子育て支援機能
- ② 民間保育所への支援機能
- ③ 公・民保育所人材の育成機能

公立保育所は今後、「基本方針」に基づいて、少子化・核家族化の進展等を背景として、子育てについて負担に思うことや悩みを抱えている多くの親を支援する機能を強化するとともに、女性の社会進出の促進、就労形態の多様化等により、依然として増加傾向にある本市保育需要に、民間保育所の受入枠を拡大し対応を図る中で、民間保育所との連携・交流を強化し、公・民保育所の人材育成の取組を推進していきます。

(2) 中原保育園の状況

中原区3か所の「新たな公立保育所(中原、中丸子、下小田中)」でも、「基本方針」に掲げる公立保育所としての機能強化の取組を推進しているものの、園舎の狭隘さから、機能強化の取り組みに必要なスペース確保が困難であり、近隣に単独型「地域子育て支援センター」等地域親子の集まる場が少ない地理的課題も相まって、機能強化を阻む要因となっています。

また、「中原保育園」は築46年目を経過し、劣化・老朽化がかなり進んでおり建物の更新時期が到来しています。

(3) 建てかえの基本方針

こうしたことから、「中原保育園」は建物の更新時期を契機として、狭隘解消と事業スペースの捻出など効果的な建てかえを実施することで、新たな公立保育所としての機能強化を実現させることを第一の目的とします。

3. 建物の基本コンセプト

整備にあたっては、次の事項を建物の基本コンセプトとします。

- (1) 地域に開かれた、親しみやすい外観により、入所している児童とその保護者以外の親子も気軽に立ち寄ることができる施設であること。
- (2) 子どもたちが生活する場としてふさわしく、安心して快適な空間であること。
- (3) 地域子育て支援イベントや、保育従事者の研修会など、保育事業以外に多目的な活用が可能な施設であること。
- (4) 施設の利便性・機能性が高いこと。
- (5) 周辺環境との景観の調和、安全性等に十分配慮しており、自転車による送迎が周辺道路の交通の妨げにならないよう、駐輪スペースが十分確保されていること。
- (6) 建物の維持管理がしやすいこと。

4. 整備対象施設等

(1) 敷地概要

本事業の整備予定地の概要は、下記の通りです。

- | | |
|----------|--|
| ①建設予定地 | 川崎市中原区小杉陣屋町2-3-1 |
| ②敷地面積 | 約1,566㎡ |
| ③用途地域 | 第1種住居地域 |
| ④建蔽率／容積率 | 60％／200％ |
| ⑤防火指定 | 準防火地域 |
| ⑥日影規制 | 4時間／2.5時間—4m |
| ⑦前面道路 | 東側：約5.5m、南側及び西側：約2.0m |
| ⑧留意事項 | 敷地南側及び西側の通路は周辺住民の生活道路として利用されています。また、敷地東側の道路（建築基準法第42条第1項第1号）は幅員約5.5mとなります。 |

(2) 整備対象施設の概要

本事業で整備する認可保育所の定員は130人で、必要な部屋、年齢別定員等の基本スペックは以下のとおりです。

本市の設置基準に適合し、下記表の面積を一定の目安とした施設・園庭を整備してください。

建物は木造2階建てとします。

中原保育園スペック(案)

●新園舎延床面積 1,200.00㎡ ●園庭必要面積 359.70㎡ (可能な限り現園と同程度の園庭面積を確保すること)

◆新園舎各室面積(壁芯面積 ※保育室のみ内法面積)

	面積[㎡]	設置階
保育室	334.62	1・2階
事務室	40.00	1階・玄関隣接
医務室	15.00	1階・事務室隣接
教材室・倉庫	30.00	1・2階
面談室	5.00	1階
玄関・玄関ホール	30.00	1階
職員休憩室更衣室	35.00	1or2階
調乳室・沐浴室・前室	15.00	0歳児室隣接
洗濯室	7.00	1or2階
配膳室	7.00	2階(DW付近)
乳幼児便所(保育園用)	40.00	1・2階
職員トイレ	10.00	1階・2階 各1か所
多目的トイレ	7.00	1階
調理室	50.00	1階
調理検収室・下処理室	15.00	1階
調理室事務休憩室(トイレ付)	15.00	1階
一時保育室(トイレ付)	40.00	1or2階
その他(共用部分等)	219.38	—
合計	915.00	

※ 共用部分は廊下、階段、収納等

※ エレベーター及びダムウェーダーを設置すること。

※ 敷地内に駐輪スペース(30台程度)及び車椅子用駐車スペース(1台程度)を確保すること。

◆保育室(内法面積)・園庭必要面積算出

	定員	保育室面積[㎡]	設置階	園庭面積[㎡]
0歳	15	49.50	2階	—
1歳	18+3	69.30	2階	—
2歳	24+3	53.46	2階	89.10
3歳	24+3	53.46	1階	89.10
4歳	24+3	53.46	1階	89.10
5歳	25+3	55.44	1階	92.40
合計	130(+15)	334.62		359.70

※ 保育室面積は、固定式家具、水道、押入等の部分を控除した、内法面積とすること。

※ 定員は130名であるが、待機児童解消対策として、1～5歳保育室は各歳児定員+最低3名以上の受入可能な計画とすること。

※0歳児保育室には産明保育スペースを設けること。

◆地域子育て支援スペース各室面積(壁芯面積)

	基準面積[㎡]	設置階
遊戯室兼研修室	100.00	1or2階
支援スペース室	100.00	1or2階
乳幼児便所	10.00	1or2階
大人用便所(男女別)	10.00	1or2階
総合事務室	45.00	1or2階
倉庫	20.00	1or2階
合計	285.00	

5. 遵守すべき法令関係

本事業の遂行に際しては、関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の整備基準等と照らし合わせて適宜参考にするものとします。

なお、適用法令及び適用基準は、業務着手時の最新版を遵守するものとします。

(1) 法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 文化財保護法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 電気事業法
- ・ 電波法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ・ 水質汚濁防止法

- ・消防法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ・児童福祉法
- ・児童福祉施設最低基準
- ・保育所保育指針
- ・その他関係法令等

(2) 条例

- ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・川崎市建築基準条例
- ・川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例
- ・川崎市福祉のまちづくり条例
- ・その他条例等

(3) 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の国土交通省大臣官房官庁営繕監修の基準を適用します。なお、これらはすべて最新版を基本とし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとします。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築保全業務共通仕様書
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・官庁施設の総合耐震計画基準

6. 設計業務の基本方針

(1) 周辺環境・景観への配慮

- ①近隣の家屋等に対する騒音、日影、視線、電波障害等に配慮した施設計画（施設配置、高さ）とするとともに、必要な対策を施してください。
- ②建物のデザインについては、周辺環境及び景観との調和を図るとともに、市民に愛

され、親しまれるデザインとなるよう、配慮してください。

- ③徒歩・自転車による送迎やサービス動線に配慮した施設配置を行ってください。
(川崎市の公立保育所への車による送迎は禁止しています。)

(2) 利用者への配慮及び機能性の確保

- ①限られた敷地を有効に活用するとともに、効率性・機能性の高い施設となるような諸室の配置・動線計画を行ってください。特に、園庭や調理室は、その運用方法を想定した配置・動線計画となるよう配慮してください。
- ②乳幼児が長時間生活する施設として、心理的に安定して過ごせる、快適な室内空間となるよう努め、また、乳幼児の身長や運動能力に配慮した構造としてください。
- ③利用しやすく、かつ安全・衛生面に十分に配慮した施設となるよう計画してください。
- ④保育所を利用する乳幼児の安全・安心を確保するため、不特定の者がみだりに建物内に入ってくることをないように対策を施してください。
- ⑤障害児や、妊産婦、高齢者等の利用を想定し、全ての利用者にとって安心、安全に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に配慮してください。
- ⑥「地域子育て支援スペース」は保育所と敷地内通路及び施設内の動線（避難動線を除く）を分けて計画してください。

(3) 適正な防災計画

- ①災害発生時の避難経路が分かりやすいものとなるよう留意してください。
- ②耐震性に優れた構造としてください。

(4) 地球環境への配慮

- ①施設整備から将来の施設解体に至るまで、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、環境負荷低減技術の導入を図り、環境保全に寄与するよう努めてください。
- ②保守管理保守面での効率化を図り、清掃しやすく管理しやすい仕上げとしてください。

(5) その他留意事項

園庭には多くの植物が植えてあり、職員や保護者の皆様が管理しております。設計時にはこれらの植物に可能な限り危害を加えないでください。